



津波避難誘導標識システム

JIS Z 9097 : 2014

平成 26 年 9 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 基本技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	田 中 充	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	大 谷 吉 生	金沢大学
	奥 山 正 二	一般社団法人日本産業機械工業会
	金 田 徹	関東学院大学
	鈴 木 知 道	東京理科大学
	高 津 章 子	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 村 祐 二	学校法人自由学園
	永 井 克 尚	一般財団法人日本規格協会
	渕 田 隆 義	女子美術大学
	八 木 隆 義	一般社団法人日本鉄鋼連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.9.22

官 報 公 示：平成 26.9.22

原案作成協力者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：基本技術専門委員会（委員会長 田中 充）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 津波避難誘導標識システム	2
4.1 津波避難誘導標識の目的及び提供方法	2
4.2 津波避難誘導標識システムの構成	2
5 津波注意標識	3
6 津波避難情報標識	3
7 津波避難誘導標識	6
7.1 津波避難誘導標識の種類	6
7.2 津波避難場所誘導標識の記載内容	6
7.3 津波避難ビル誘導標識の記載内容	6
8 津波避難場所標識及び津波避難ビル標識	7
8.1 津波避難場所標識の記載内容	7
8.2 津波避難ビル標識の記載内容	8
9 その他の記載事項など	8
9.1 距離表示	8
9.2 振り仮名併記	8
9.3 外国語の併記	8
9.4 文字書体	8
9.5 文字の色	8
9.6 その他	9
10 津波避難暗闇対策	9
11 津波避難誘導標識システムの設置位置など	9
12 修理、保守及び点検	9
附属書 A (参考) 津波避難誘導標識システムの概要	10
附属書 B (参考) 津波避難誘導標識システムに用いる図記号、方向矢印及び色	11
附属書 C (参考) 津波避難誘導標識システムの設置例	16
附属書 D (参考) 津波避難誘導標識システムの津波避難暗闇対策	18
附属書 E (参考) 津波避難誘導標識システムに関する留意事項	22
解 説	24

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

津波避難誘導標識システム

Tsunami evacuation guidance—Safety signing system

序文

津波避難誘導標識システムには、津波図記号3種類が含まれる。それらの図記号については、**JIS Z 8210**及び**ISO 20712-1**で規定されているが、使用方法が詳細には規定されていない。この規格によってその使用方法を示す。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、津波が発生したときに備え、人々が安全な場所へ避難する際に利用する津波避難誘導標識システムについて規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8210 案内用図記号

JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則

JIS Z 9103 安全色—一般的な事項

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 9101**によるほか、次による。

3.1

津波避難誘導標識システム (tsunami evacuation safety way guidance system)

津波が発生したときに影響を受ける地域（浸水域及び津波災害警戒区域）の人々に警告し、速やかに避難誘導することを目的とする標識システム。津波注意標識、津波避難情報標識、津波避難誘導標識、津波避難場所標識及び津波避難ビル標識から構成される。

3.2

津波注意標識 (tsunami warning signs)

津波が来襲する危険のある地域を示すことを目的とする標識。

3.3

津波避難情報標識 (tsunami evacuation information signs)

津波避難に関する情報を示すことを目的とする標識。